

# 情報空知

発行：空知教職員組合  
岩見沢市5条西12丁目1-9 Ⅱ・Fax：0126-24-9419  
E-mail：sorakyou@rose.plala.or.jp

つながろう・学ぼう・語ろう・踏み出そう

## 学習指導要領の改訂で、子どもたち・保護者・教職員はどうなる？

「改訂学習指導要領と子どもたち」植田 健男氏(名古屋大学教育学部教授)

このほど、文部科学省は、小中学校で教える内容を定めた学習指導要領と幼稚園の教育要領の改訂案を公表しました。グローバル化や人工知能(AI)の発達などへの対応から授業のあり方を見直し、小学3年から英語を始めるために授業時間数も増やすなど、前回の08年改訂に比べて分量は約1.5倍になりました。このような流れの中で、現場の教職員からは、「今でさえ授業時数が足りないというのに、どうやって新たな時間を捻出するのか?」保護者からは、「やっぱり英語塾に通わせたらいいのだろうか?」・・・等々、たくさん疑問がだされています。

このような状況の中、学校や保護者が、改訂学習指導要領とどう向き合っていくかはよいのか考える場を持つという主旨で、名古屋大学教育学部教授 植田健男氏を講師に迎え、「子どもと教育・文化道民の会」「北海道子どもセンター」「さっぽろ子育てネットワーク」「道民教」共催の講演会が4月28日札幌市で開催されました。講演に先立ち、保育園・小学校・中学校・高校で働く教職員から、今の教育現場の実態、そして、お母さんの代表から、今の保護者の教育についてどんな意識を持っているのか等についての報告をあげました。

保育・教育現場からは、総じて「雑務と人員不足による多忙化のために、子どもとじっくり向き合う時間がもてない」、よって「みんなと足並みが合わない子どもを切り捨てるような(毅然たる)指導に陥る危険性。」などについての報告がありました。お母さんの代表からは、「給食費の無償化」など教育費の負担軽減を切実に願っている保護者がいるにもかかわらず、そのことがICT全体の共通理解になりづらい現状があること。そういう実態の中でも、一人でも多くの人に理解を広げ、「少人数学級の実現」など運動をすすめていく決意が表明されました。



「講演の内容」  
戦後から現在までの日本の教育の流れ(経済・産業との関連から)

『日本の敗戦により、日本軍国主義の精神的支柱が学校教育によって醸成された反省に立ち、戦後まもなくの教育は、人格の形成を目的とした「人間教育」の視点で取り組まれた。ところが、その後勃発した朝鮮戦争を境に、日本の経済界は、産業構造を農業から工業へと転換し、富を得る方向へと進んだ。その体制を支える人づくりを教育が担わされた。すなわち、学習指導要領の拘束力強化し、全国統一の学習内容をふるいに使い、だが、これからの経済界を担う少数のエリートで、だが工業生産を担う大多数の労働者かを選別した。この段階では、まだ、国民全体が中流意識を持てる程度の待遇が労働者に保障されていたが、やがて、東西の壁が崩壊し、グローバル化による大競争時代に突入し、中国や東南アジア等の新興国の工業生産能力に太刀打ちできなくなった財界は、知的基盤型の産業へのシフトを図り、高度な科学技術の創造を基盤とした経済成長を目指す方向に進んでいる。そこには、極少数の超エリートの存在だけが必要とされ、かつての生産労働を支えた労働力を不必要と

(つら面に続く)

とされ、かつての生産労働を支えた労働力を不必要とした。そして、超エリート以外の一般国民の教育には、お金をかけない方向が打ち出されている。』

### 改訂学習指導要領の核心

『それでは、今回の改訂学習指導要領で、どんな人間をつくらうとしているのか？・・・これまでの学習指導要領が担ってきた教える内容の統一に加え、その内容を教える方法までも細かく指定し、さらには、その結果として得られる子どもの資質や能力までも規定している。つまり、目の前の子どもの実態に合わせた教師の創造的教育活動も子ども人間としての人格さえも否定する中味となっている。』

### 本来教育とは

『教育活動とは、子どもが人間らしく生きるための励ましとならなければならない。そのためには、学校がその地域の保護者・地域社会の人々の協力を得て、子ども一人ひとりが成長発達を遂げるための教育課程を編成しなされなければならない。』



## 「憲法記念日学習会」

日時 :2017年 5月 3日 (水) 15:00~17:50(予定) (開場 14:36)

I部 :宮澤 ・レーン冤罪事件 「12011 構成劇『エルムに寄せて』 ・北海道合唱団合唱」  
DV D視聴

II部: 講演 憲法施行 70 年一人権と平和、 民主主義一歴史から学ぶこと

～共謀罪はテロを防ぐのか、 国民の自由を奪うのか～

講師 弁護士 高崎裕子さん(札幌弁護士会所属、たかさき法律事務所所属 )



\*プロフィール:

1967(昭和 42)年 3月 北海道札幌旭丘高等学校卒業

1971(昭和 46)年 3月 北海道大学法学部卒業

1979(昭和 54)年 4月 札幌弁護士会 弁護士登録

1989(平成元)年 7月 ~1995(平成 7)年 7月参議院議員

2014(平成 26)年 5月 ~2016(平成 28)年 5月札幌調停協会連合会会長、  
北海道調停協会連合会会長

2014(平成 26)年 6月 ~2016(平成 28)年 6月

公益財団法人日本調停協会連合会 理事

現在: 北海道地方薬事審議会委員、札幌家庭裁判所調停委員、札幌社会保障推進協議会代表委員

会場: 北海道高等学校教職員センター4階 大会議室

(札幌市中央区大通西 12 丁目、地下鉄東西線「西 11 丁目駅」下車、徒歩 8 分)

☆参加費:500 円 ☆定員:80 人、事前申し込み必要 (先着順 ) ☆どなたでもご参加下さい。

□お問い合わせ、参加申し込み□

事務局: ビー・アンピシャス 9 条の会 O 北海道⇒be.ambttious9iO@gmail.com

谷井: 090-9087-1707